

廃炉発官R4第143号
令和4年11月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

ALPS 処理水海洋放出運用体制の変更及び ALPS 処理水海洋放出時の測定・評価対象核種の選定について、下記の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ALPS 処理水海洋放出運用体制の変更

附則

- ・ALPS 処理水海洋放出運用体制の変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ALPS 処理水海洋放出運用体制の変更

附則

- ・ALPS 処理水海洋放出運用体制の変更

第3編 (保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理

- ・ALPS 処理水海洋放出時の測定・評価対象核種の選定について新規記載

2.2 線量評価

2.2.3 放射性液体廃棄物等による線量評価

- ・記載の適正化

○参考資料

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえた対応について

- ・ALPS 処理水海洋放出時の測定・評価対象核種の選定に伴う記載の適正化
- ・ALPS 処理水の分析における不確かさの適用について新規記載
- ・記載の適正化及び充実化

以 上